

事 務 連 絡

令和 2 年 1 月 1 4 日

関係各市町村立小・中学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

非常勤講師に係る源泉徴収票の交付について（依頼）

非常勤講師に係る報酬等支払いを受けた者について、源泉徴収票を送付しますので、お手数ですが、下記により本人に交付して下さるようお願いします。

記

1 交付対象者

平成 3 1 年 1 月から令和元年 1 2 月までの間に報酬等の支払を受けた者。

なお、県費事務システムの仕様により、すでに令和元年中に交付された者についても再度配信されますので御注意ください。

2 源泉徴収票

小中学校県費事務システムにて令和 2 年 1 月 1 6 日（木）より配信されます（印刷可能期間は、配信年度以降 5 年間）。

なお、出力帳票のうち「受給者交付用」と併せて出力される「税務署提出用」及び「市区町村提出用」は、当課が使用しますので、印刷する必要はありません。「受給者交付用」を 2 部印刷し、1 部を職員へ交付いただくとともに、もう 1 部を所属所控えとして保存ください。

3 配信先

令和元年 1 1 月までにあった発令のうち、最も任期の終期が遅い所属所へ配信されます（同条件の所属が複数ある場合は、学校コードが若い所属へ配信されます）。

例）ある非常勤講師について、下のような発令が出ている場合

① R1.5.5 ～ R2.2.8 学校コード：40Z15

② R1.9.1 ～ R1.11.1 学校コード：40Z00

③ R1.12.1 ～ R2.3.7 学校コード：40Z02

⇒ 源泉徴収票は、①の所属へ配信される（③の発令の方が終期が遅いが、発令の始期が 1 2 月のため、考慮されない）。

裏面へつづく

4 留意事項

- ・ 令和元年中にすでに源泉徴収票が交付されており、**今回配信されたものと内容が重複している場合は、職員へ交付しないよう御注意ください**。なお、令和元年9月に配信された源泉徴収票については、給与支払者が所轄の教育事務所となっていますが、金額等に変更がない場合は差し替える必要はありません。
- ・ 令和元年中にすでに源泉徴収票が交付されている者のうち、新たな発令があったことにより源泉徴収票の内容に変更があった場合は、源泉徴収票の「本人交付用」へ「再交付」と明示してありますので、職員へ改めて交付ください（変更の内容の詳細については摘要欄を参照ください）。なお、交付いただく際、以前交付した源泉徴収票については破棄していただくよう職員へお伝えください。
- ・ 源泉徴収票は、職員が確定申告をする際になどに必要となります。交付にあたっては、内容を確認の上、適正に保管するよう職員へお伝えください。

担当 県費事務担当 萩原

電話 048-825-0010